

図1-2-22 介護を受けたい場所

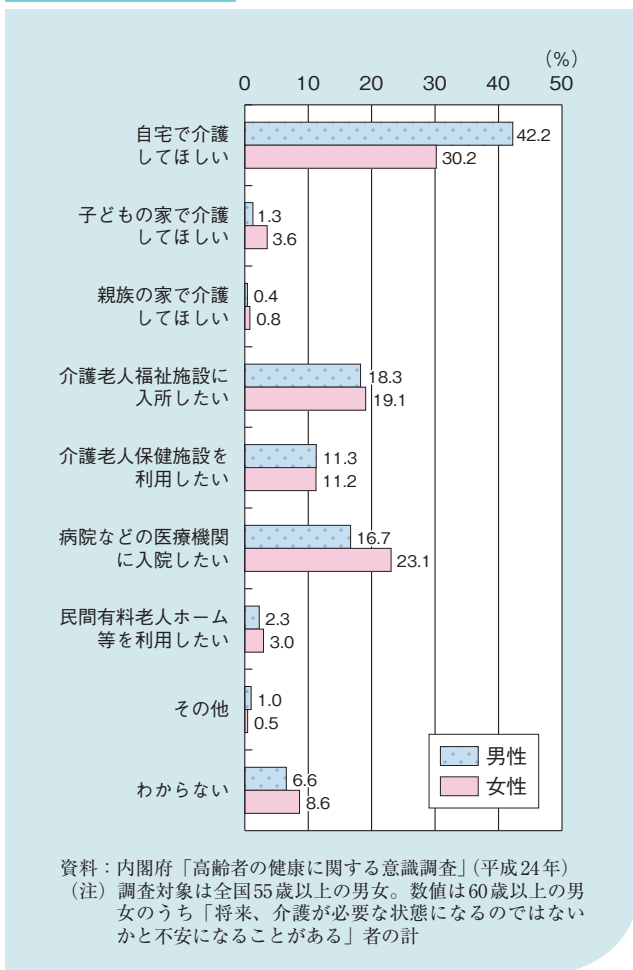
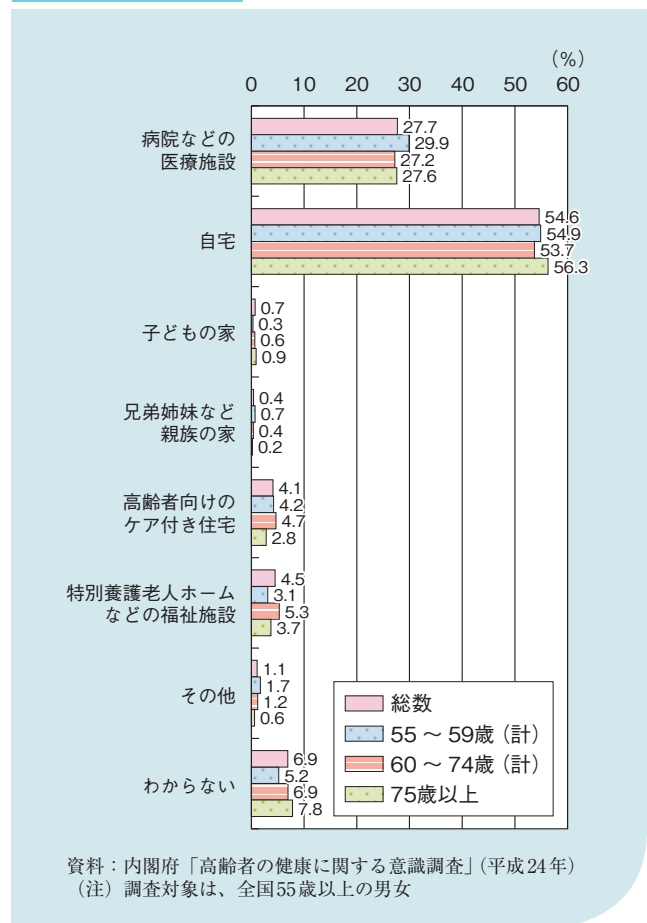


図1-2-23 最期を迎えたい場所



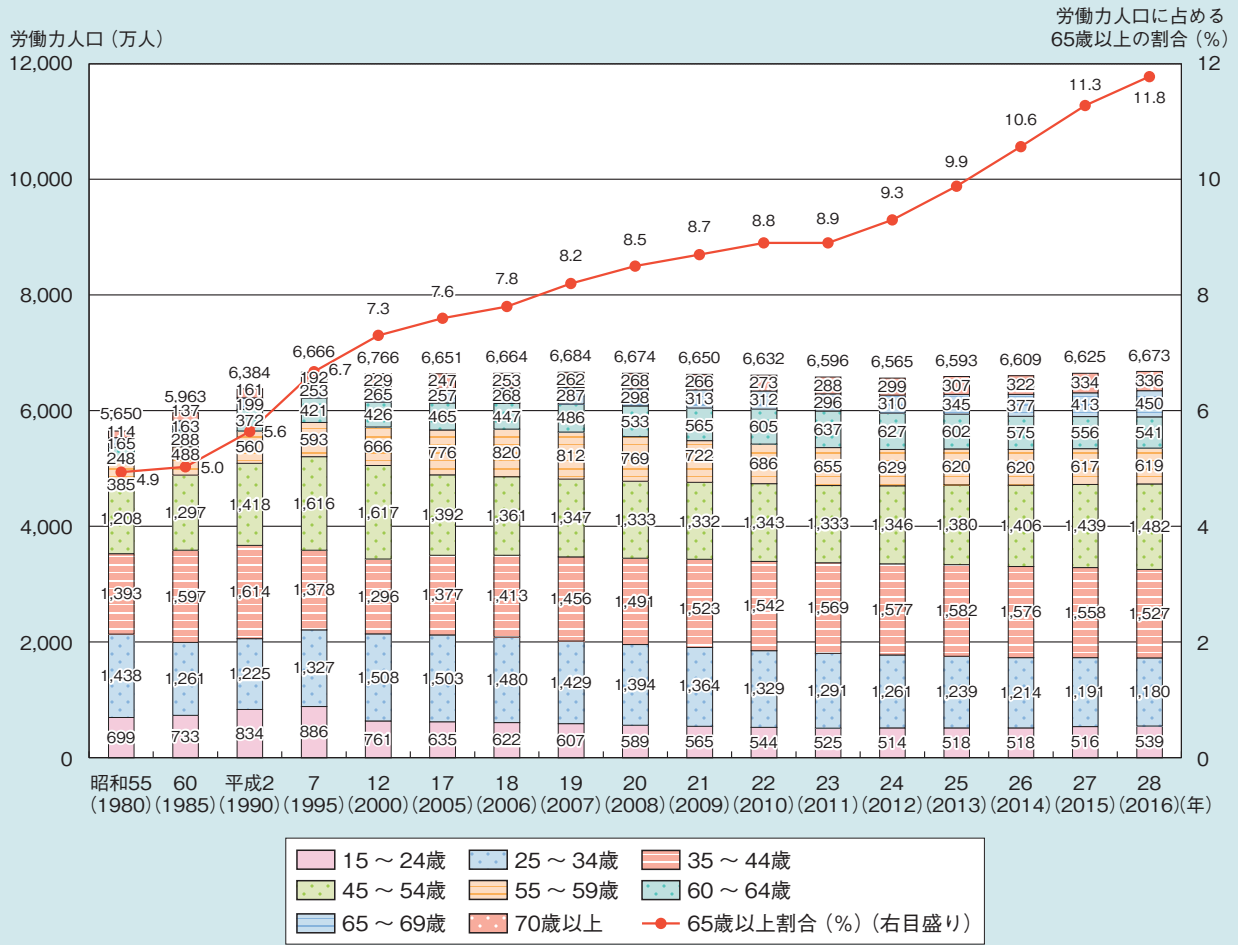
4 高齢者の就業

○労働力人口に占める高齢者の比率は上昇

- ・平成28(2016)年の労働力人口は、6,673万人であった。
- ・労働人口のうち65～69歳の者は450万人、70歳以上の者は336万人であり、労働力人口総数に占める65歳以上の者の割合は11.8%と上昇し続けている(図1-2-24)。
- ・平成28(2016)年の労働力人口比率(人口に占める労働力人口の割合)は、65～69歳で44.0%となり、平成16(2004)年を底に上昇傾向である(図1-2-25)。

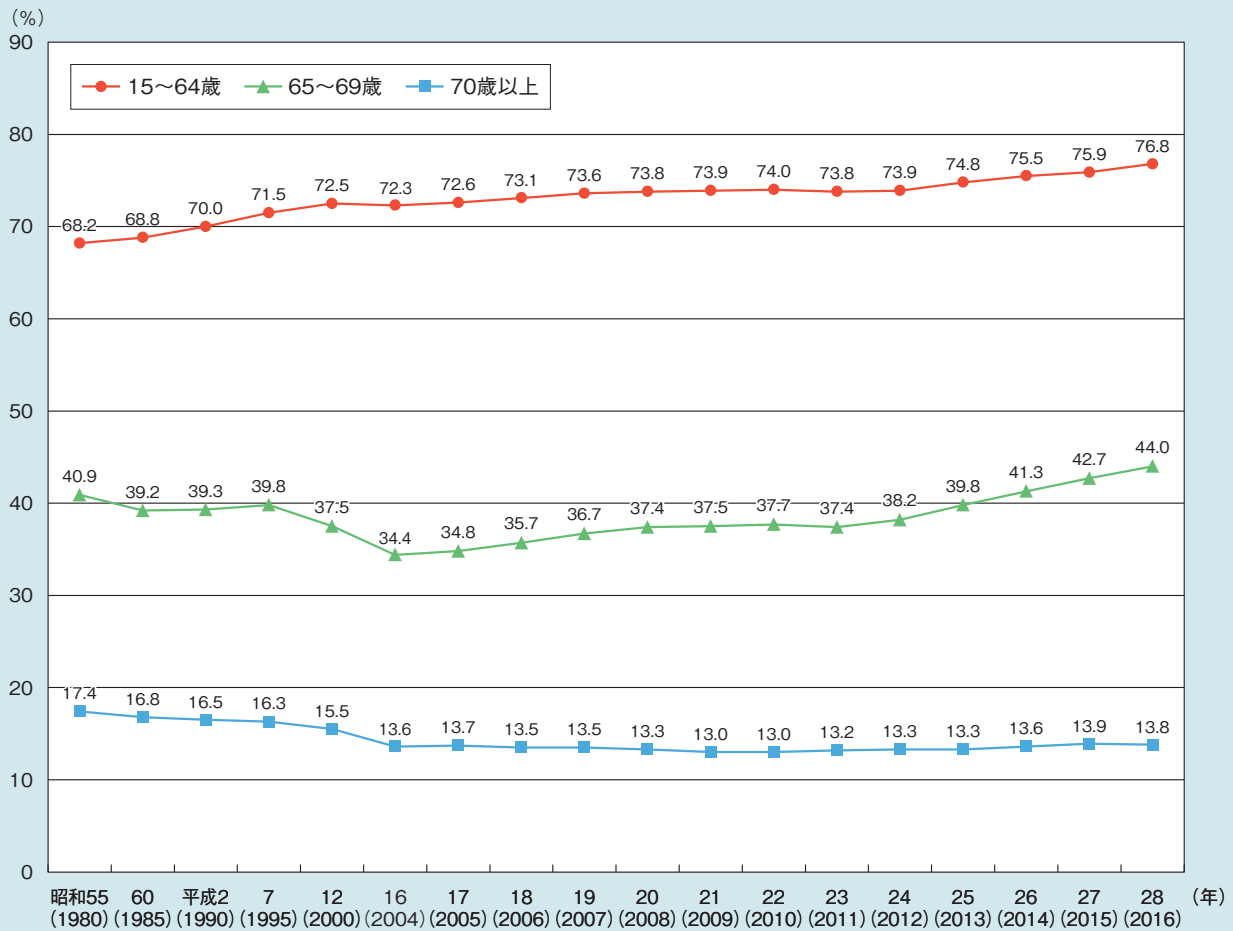
図1-2-24

労働力人口の推移



資料：総務省「労働力調査」(年齢階級別労働力人口及び労働力人口比率)より内閣府作成
 (注1)「労働力人口」とは、15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせたものをいう。
 (注2)平成23年は岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となったため、補完的に推計した値を用いている。

図1-2-25 労働力人口比率の推移



資料：総務省「労働力調査」

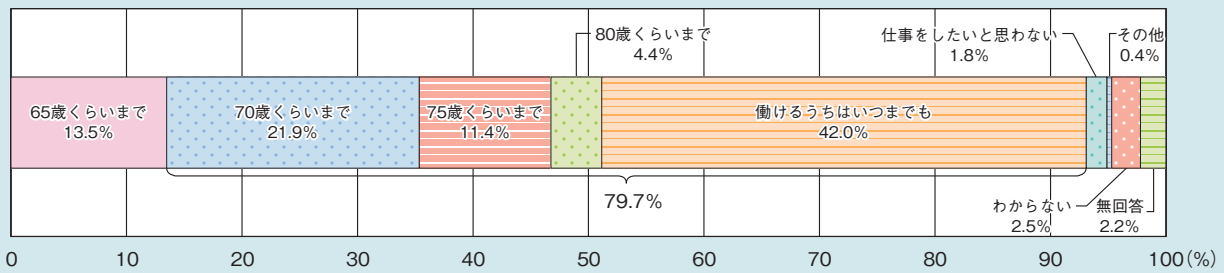
(注1)「労働力人口」とは、15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせたものをいう。「労働力人口比率」とは、人口に占める「労働力人口」の割合。

(注2)平成23年は岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となったため、補完的に推計した値を用いている。

○「働けるうちはいつまでも」働きたい高齢者が約4割

- ・現在仕事をしている高齢者の約4割が「働けるうちはいつまでも」働きたいと回答。70歳くらいまでもしくはそれ以上との回答と合計すれば、約8割が高齢期にも高い就業意欲を持っている様子がうかがえる（図1-2-26）。

図1-2-26 あなたは、何歳頃まで収入を伴う仕事をしたいですか

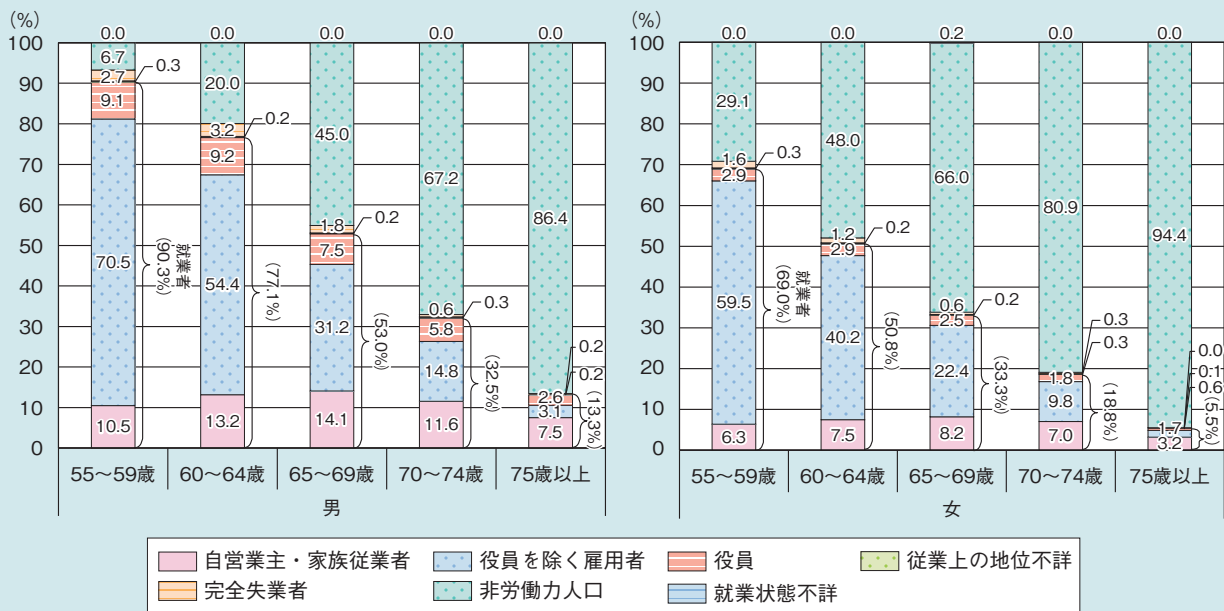


資料：内閣府「高齢者の日常生活に関する意識調査」(平成26年)
 (注) 調査対象は、全国60歳以上の男女。現在仕事をしている者のみの再集計。

○60歳を過ぎても働く人が多い

・高齢者の就業状況についてみると、男性の場合、就業者の割合は、55～59歳で90.3%、60～64歳で77.1%、65～69歳で53.0%となっており、60歳を過ぎても、多くの人が就業している。また、女性の就業者の割合は、55～59歳で69.0%、60～64歳で50.8%、65～69歳で33.3%となっている(図1-2-27)。

図1-2-27 高齢者の就業状態

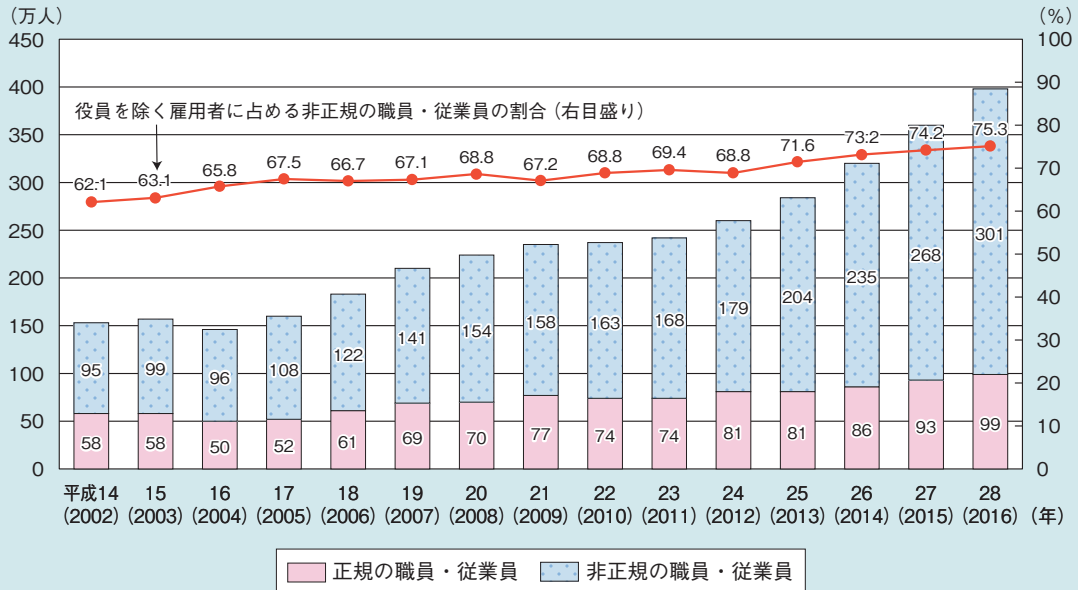


資料：総務省「労働力調査」(平成28年)
 (注1) 就業状態不詳は含まない。
 (注2) 「就業者 役員」は、雇用者数から役員を除く雇用者数を差し引いた値である。

○65歳以上の非正規の職員・従業員の割合は7割以上

・高齢者の雇用形態をみると、平成28(2016)年では正規の職員・従業員が99万人に対して、非正規の職員・従業員が301万人であり、役員を除く雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合は75.3%となっている(図1-2-28)。

図1-2-28 65歳以上の正規・非正規職員数



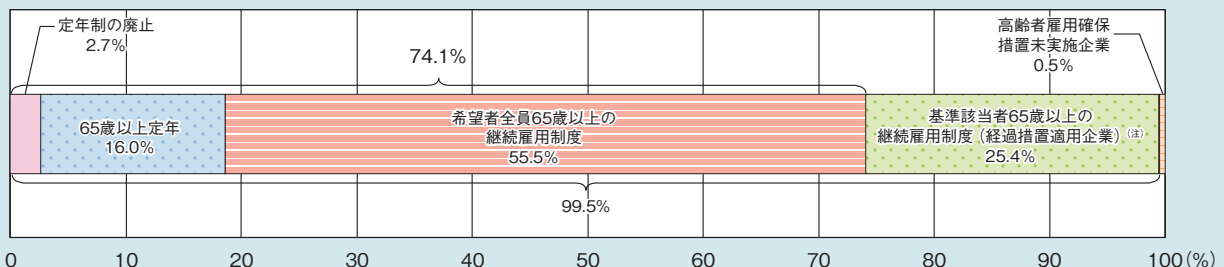
資料：総務省「労働力調査」
 (注1) 平成23 (2011) 年は岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となったため、補完的に推計した値を用いている。
 (注2) 役員を除く雇用者の数値である。

○希望者全員が65歳以上まで働ける企業は7割以上

- ・ 従業員31人以上の企業約15万社のうち、高齢者雇用確保措置¹の実施済企業の割合は99.5% (152,275社) となっている。また、希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は74.1% (113,434社) となっている (図1-2-29)。

(注1) 「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」では65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年制の廃止」、「定年の引き上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置を講じるよう義務付けている。

図1-2-29 雇用確保措置の実施状況の内訳

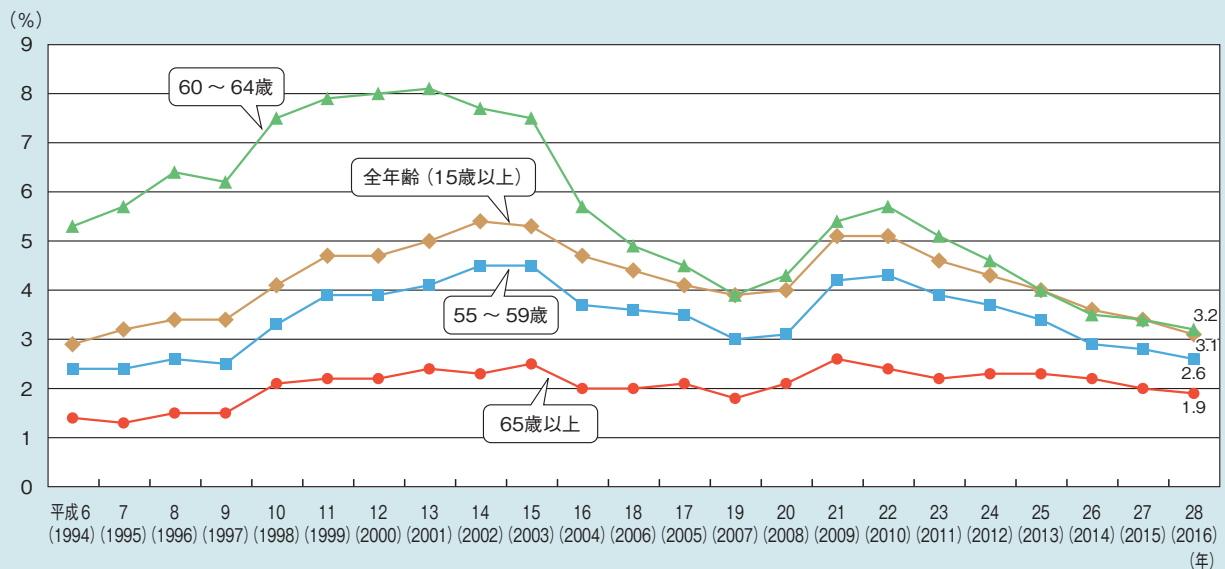


資料：厚生労働省「高齢者の雇用状況」(平成28年) より内閣府作成
 対象：従業員31人以上の企業約15万社
 (注) 「高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律 (平成24年) 法律第78号」に規定する経過措置に基づく継続雇用制度の対象者に係る基準を導入している企業。平成25 (2013) 年3月31日までに労使協定により継続雇用制度の対象者に係る基準を定めていた事業主は、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢以上の者に対して、当該基準を適用することができる。

○高齢者の雇用情勢は改善傾向

- ・平成20（2008）年から22（2010）年は経済情勢の急速な悪化を受けて60～64歳の完全失業率は上昇していたが、平成22年をピークに低下し、28（2016）年は60～64歳の完全失業率は3.2%と、15歳以上の全年齢計（3.1%）と同水準となった（図1-2-30）。

図1-2-30 完全失業率の推移



資料：総務省「労働力調査」

(注1) 年平均の値。

(注2) 平成23年は岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となったため、補完的に推計した値を用いている。